指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）	（略）
	第百四条の四第二項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存
	（略）
	第百九十一条の三第二項及び第百九十二条の十一第二項の規定による特定施設サービス計画の保存
（略）	（略）
厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年　厚生省令第四号）	第二十七条の規定による書類の備え
（略）	（略）
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十六号）	（略）
	第十六条第一号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第十六条第三号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
（略）	（略）
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）	（略）
	第七条の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による製品標準書の保管
	第八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書又はその写しの保管
	（略）
	第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第二号（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）	（略）
	第百四条の三第二項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存
	（略）
	第百九十一条の二第二項及び第百九十二条の十一第二項の規定による特定施設サービス計画の保存
（略）	（略）
厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年　厚生省令第四号）	第十三条の規定による書類の備え
（略）	（略）
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十六号）	（略）
	第十六条第一号（第十九条から第二十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第十六条第三号（第十九条から第二十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
（略）	（略）
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）	（略）
	第七条の二第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による製品標準書の保管
	第八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書の保管
	（略）
	第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第二号の規定（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による記録の保管